

～会計を通じて人に幸せを～

Hirai's レビュー

2013年7月号 (No. 55)

平井会計事務所 税理士 平井満広
〒108-0023 東京都港区芝浦4-22-1
芝浦アイランドエアタワー1704号
電話:03-3452-7082 Fax :03-6303-3350
Mail:m_hirai@hirai-ao.com
URL:http://www.hirai-ao.com/

NISA(ニーサ)ってなんなのさ? 少額投資非課税制度とは

最近テレビ広告でNISA(ニーサ)という言葉を見聞きするけど何だかよく分からない…。そんなビギナー投資家の方のために制度の概要をご説明します。

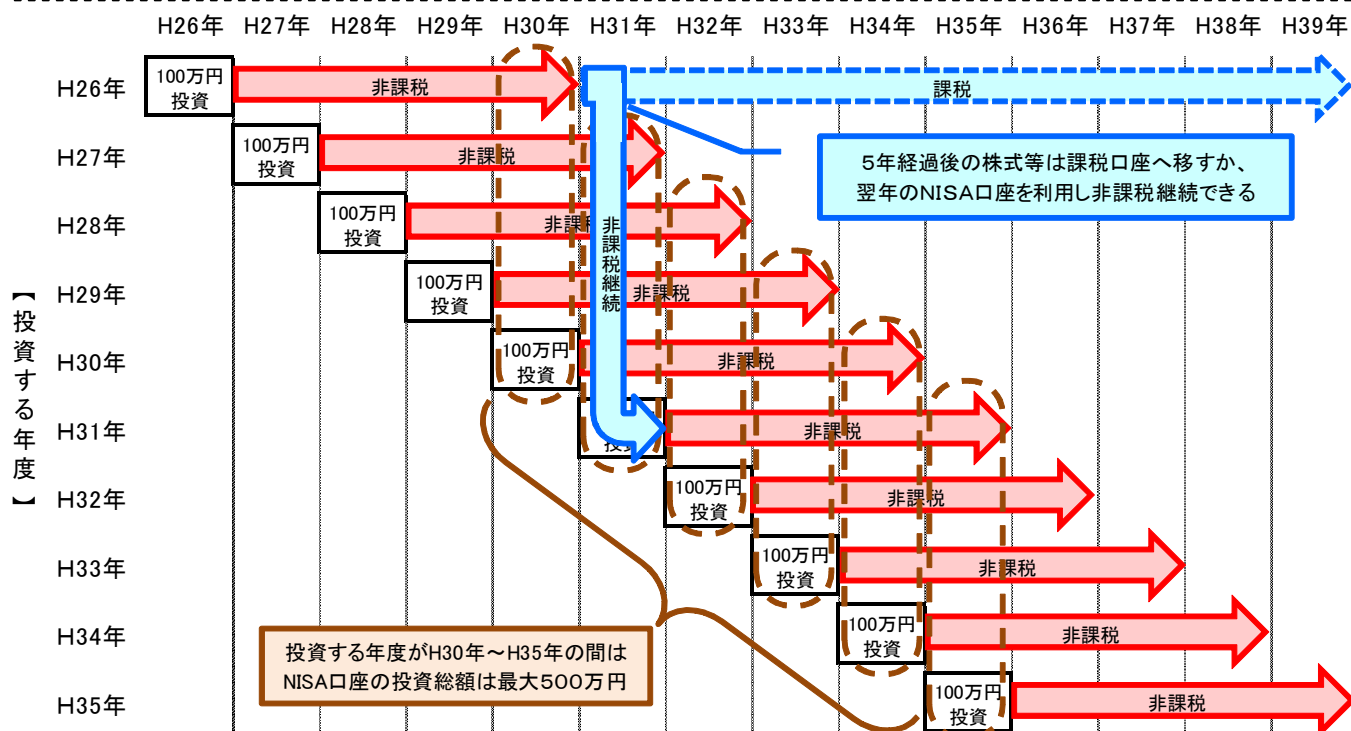
◆概要

NISAとは「少額投資非課税制度」といって、株式や投資信託の配当金や売買益にかかる税金が非課税になる制度のことです。イギリスのISA(Individual Savings Account)という制度の日本版(NIPPON)なのでNISAと名づけられました。NISAの口座を開設し、この口座で上場株式や株式投資信託を購入すると、購入した株式や信託の配当金や売買益に税金(H26.1月より20.315%)がかからなくなります。NISA口座で購入できる金額は年100万円までで、非課税期間は購入から5年間です。NISA口座は国内在住で20歳以上の方は誰でも開設できます。制度は平成26年1月1日にスタートし、口座の開設は平成35年12月31日まで(10年間)です。住民票や所定の申請書等を証券会社や銀行に提出して、口座を開設できます(詳細は各金融機関に確認してください)。

対象の商品は「上場株式・外国上場株式・公募株式投資信託・上場投資信託(ETF)・上場REIT(不動産投資信託)」などです。非上場株式・公社債・公社債投資信託・先物取引・FX・預貯金などは対象になりません。

◆口座開設の注意点!

NISA口座は1人1口座しか開設できません。異なる金融機関でも口座は複数持てません。また1度開設した口座は最初4年間に変更できません。金融機関によって取り扱う商品が違うので口座開設する金融機関は慎重に考えましょう。現在保有している株式等をNISA口座へ移すこともできません。平成26年1月1日以降新たな資金で投資する必要があります。NISA口座で売買を繰り返しても非課税の対象は年100万円の購入までです。使わなかった非課税枠を翌年以降に繰り越すこともできません。またNISA口座で損失が出てても他口座の利益との相殺もできません。NISA口座の投資先は、元本割れしない、5年以内に値上がりする、分配金等が安定して入る、といった商品を選ぶ必要があるようです。



※このお便りは名刺の交換をさせて頂いた方にお送りさせて頂いております。ご不要の場合はご連絡ください。

☆ ブログもご覧いただけたら幸いです。(平日毎日更新)⇒http://blog.goo.ne.jp/hirai_tax/